

2014年2月

お客さま各位

消費税等の税率変更に伴う対応について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、2014年4月1日より「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（改正消費税法）が施行され、同日より消費税及び地方税（消費税等）の税率が5%から8%に変更されることとなりました。

この税率変更に伴う弊社の対応につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、ご一読いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. ご契約日が2014年3月31日以前であっても、同年4月1日以降に納入、提供または作業完了となる取引につきましては、変更後の税率8%による消費税等相当額を請求させていただきます。
2. ご契約日が2014年3月31日以前に保守、運用等に係るサービス契約のうち、当該サービスの提供期間が同年4月1日以降にかかる部分につきましては、別途、変更後の税額との差額を請求させていただきます。

以上

株式会社 プラクトン

代表取締役 加藤 正之

経理担当 高橋

06-6226-8810